

施設長 各位

那覇市医師会  
会 長 山城千秋  
副 会 長 友利博朗



「疑義解釈資料の送付について（その 92～95）」の送付について

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。  
沖縄県医師会を通じて「疑義解釈資料の送付について（その 92～95）」の送付についての通知が届きましたのでご案内申し上げます。つきましては、別添2等については、当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

また、インターネットに対応していないなど紙ベース（印刷物）での提供をご希望の際は、お手数ですが、下段（FAX）にて那覇市医師会・事務局までお申し込みいただきますようご案内申し上げます。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：石垣・前泊 / 電話 098-868-7579）  
.....記.....

冲医発第1325号E  
令和4年2月17日

地区医師会医療保険担当理事 殿

沖縄県医師会  
常任理事 平安 明  
（医療保険担当理事）  
（公印省略）

厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その 92～95）」の送付について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
さて、日本医師会より、標記の関係通知が届いておりますので、ご連絡申し上げます。  
本通知は、厚生労働省保険局医療課から「疑義解釈資料の送付について（その 92～95）」が発出された旨の情報提供となっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係機関に対する周知方についてご高配下さいますようお願い申し上げます。

なお、各通知の添付資料は省略しておりますので、各資料は、本会文書映像データ管理システムをご確認下さいますようお願い申し上げます。

記

- ①厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その 92）」の送付について  
(令和4年2月9日(保279))
- ②厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その 93）」の送付について  
(令和4年2月14日(保284))
- ③厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その 94）」の送付について  
(令和4年2月14日(保285))
- ④厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その 95）」の送付について  
(令和4年2月16日(保289))

別添2「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬  
(パキロビッド®パック)の医療機関及び薬局への配分について」

☆ 別添2「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（パキロビッド®パック）  
の医療機関及び薬局への配分について」

Q1. 別紙等の紙ベース（印刷物）での送付について（ 1. 送付を希望する）

施設名 :

FAX送付先  
098-867-3750

①厚生労働省「疑義解釈資料の送付について(その 92)」の送付について  
(令和 4 年 2 月 9 日 (保 279))

(別添)

### 医科診療報酬点数表関係

#### 【SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出（定性）】

問1 令和3年5月12日付けで保険適用された SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出（定性）を実施する際に用いるものとして、「SARS-CoV-2 抗原及びインフルエンザウイルス抗原の検出を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和4年2月8日付けで薬事承認された「プライマルスクリーン SARS-CoV-2/Flu」（アドテック株式会社）及び「アドテスト SARS-CoV-2/Flu」（アドテック株式会社）はいつから保険適用となるのか。

(答) 令和4年2月8日より保険適用となる。

#### 【SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出（定性）】

問2 令和3年5月12日付けで保険適用された SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出（定性）を実施する際に用いるものとして、「SARS-CoV-2 抗原及びインフルエンザウイルス抗原の検出を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和4年2月8日付けで薬事承認された「イムノエース SARS-CoV-2/Flu」（株式会社タウンズ）及び「キャピリア SARS-CoV-2/Flu」（株式会社タウンズ）はいつから保険適用となるのか。

(答) 令和4年2月8日より保険適用となる。

②厚生労働省「疑義解釈資料の送付について(その 93)」の送付について  
(令和 4 年 2 月 14 日 (保 284))

#### 【SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出（定性）】

問1 令和2年5月13日付けで保険適用された SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出（定性）を実施する際に用いるものとして、「SARS-CoV-2 抗原の検出（COVID-19 の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和4年2月10日付けで薬事承認された「GLINE-2019-nCoV Agキット」（株式会社医学生物学研究所）及び「Exdia EKテスト COVID-19 Ag」（栄研化学株式会社）はいつから保険適用となるのか。

(答) 令和4年2月10日より保険適用となる。

③厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その 94）」の送付について  
(令和 4 年 2 月 14 日 (保 285))

【SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出（定性）】

問 1 令和 2 年 5 月 13 日付けで保険適用された SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出（定性）を実施する際に用いるものとして、「SARS-CoV-2 抗原の検出（COVID-19 の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和 4 年 2 月 16 日付けで薬事承認された「クリニテスト COVID-19 抗原迅速テスト」（シーメンスヘルスケア・ダイアグノスティクス株式会社）はいつから保険適用となるのか。

(答) 令和 4 年 2 月 16 日より保険適用となる。

④厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その 95）」の送付について  
(令和 4 年 2 月 16 日 (保 289))

問 1 公的な管理の下で各医療機関に無償で提供されたパキロビッドパック（成分名：ニルマトレルビル／リトナビル）（以下「本剤」という。）は、保険診療との併用が可能か。

(答) 当該医薬品の投与に係る薬剤料に相当する療養部分についてその費用を患者から徴収しない場合については、本剤が既に薬事承認（特例承認）を受けていることから、時限的・特例的な対応として、承認後、保険適用前の医薬品の投与と類似するものとして評価療養に該当するものとする。

調剤報酬点数表関係

問 1 パキロビッドパック（成分名：ニルマトレルビル／リトナビル）（以下「本剤」という。）については、医科診療報酬点数表関係問 1 において、「時限的・特例的な対応として、承認後、保険適用前の医薬品の投与と類似するものとして評価療養に該当するものとする」こととされたが、評価療養として本剤の投与を行う薬局について、どのように考えればよいか。

(答) 「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（パキロビッド®パック）の医療機関及び薬局への配分について」（令和 4 年 2 月 10 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部・医薬・生活衛生局総務課事務連絡）に定めるパキロビッド対応薬局として、各都道府県において取りまとめられたリストに掲載されている薬局において行われる本剤の投与については、評価療養に該当する。